

令和5年度第4回大磯町高齢者福祉計画策定等委員会 議事録要旨

1 開会

2 議題

(1) 第九期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について

事務局説明 (資料1)、(資料2)に基づき説明

委員長 今の説明で全般的に何かご質問やご意見があればお願いします。

委員 今ご説明をいただきました98ページ【介護保険施設等整備目標】の「②介護保険施設【地域密着型】」の「イ認知症対応型共同生活介護事業所」ですが、令和8年度に2ユニット分プラスしていくという計画でしたが、これは当該時期が近付いた段階で公募をかけるということですか。

事務局 令和8年度の計画なのでその2年前から準備をし、募集をかけるのは1年前からになると思います。

事務局 りんどうケアビレッジさんができた時と同じスケジュールになると思います。町で募集をかけプレゼンテーションを行い、審査で事業者を決定する予定です。

委員 大磯町は包括的に東部・西部と分かれています、東部側、西部側どちらに誘致するのは、町の意向ではなく事業所がプロポーザルの中で意思表示をしていくということでしょうか。

事務局 基本的にはどの場所にどういうものを建設したいかをプロポーザルとして提案していただきます。次年度が計画の初年度ですが、その中で例えば東部地区として募集したいとはっきり意向があれば、その地区でということになるかもしれませんが、基本的には全域なので、業者が場所探し・設計・提案をするという形になります。

委員長 他に何かございますか。

委員 介護老人福祉施設は喜楽園さんの増床ということで、もう場所は決まっているのでしょうか。

事務局 たしかに喜楽園さんは老朽化もあり、色々検討しているという話は聞いておりますが、決まっているわけではなく、実際は公平・平等に公募をかけるので、どこになるかはわかりません。

委員 63ページ「(2)地域の通いの場の推進」「No.1ポールウォーキング教室」に今後の取組として、「町委託事業から地域の自主活動事業に展開していきます」とありますが、この地域の自主活動への展開は、できる範囲でということでしょうか。

事務局 今後の取組で、町委託事業から自主活動事業に展開していきますとお伝えしていますが、今現状で行っている町委託事業は継続していく予定です。この63ページ「(2)地域の通いの場の推進」は、既存の町委託事業とは違う既存の住民の方の活動で、介護予防につながるようなメニューの活動を行っているところに対して支援をしていくという意味合

いになります。今委託している事業を無くすのではなく、それと平行して住民活動のボリュームを大きくしようということです。

委員 地域の通いの場の活動を支援していくというのは、具体的にどういうことになりますか。

事務局 まだ案の段階ですが、例えば住民のコミュニティ活動の中で介護予防につながるメニューが入っている、週・月に何回活動しているといった部分を整理し、地域の通いの場として見合う所には補助金という形で支援する方向性で考えています。こちらに書いてある立ち上げの継続は今後も続けていくメニューですが、来年度以降はこれ以外に、介護予防につながる活動に対する支援という部分で拡充を考えています。

委員長 通いの場は、制度として今まで通りのやり方でやっていくということですか。

事務局 現在通いの場については、立ち上げて3年間を経過するまでは補助金を出しております。今後、月の開催回数などの細かい通いの場の定義・条件を決め、それに見合った町内の12団体くらいに対して補助を行っていく予定です。

委員長 この立ち上げ補助金の制度ができた時、私も興味があり検討しましたが、お金を要求する団体はありませんでした。計画書や報告書の作成、1回あたり90分以上の活動、飲食費は対象にならないなど、現実的には使いづらいからです。高齢者が90分以上運動するのは難しく、地域サロンに特化し、一人暮らしのお年寄りなどとお喋りしながらお茶や食事をするのですが、その活動にお金は出ません。今後、書類の作成を役場が担ってくれたり、地域サロンとして色々な活動をしている団体を費用の面でもバックアップしてくれることはあるのでしょうか。二宮はもっと柔軟に運営していると聞きますが、大磯はこのまま厚生労働省のやり方に沿ってきちんと今まで通りにということなら、なかなか手を挙げる団体はいないと思います。

事務局 通いの場について、二宮がどのような制度で実施しているのかは我々も現地確認させていただきました。ただ、やはりご理解いただきたいのは、この制度は一般の介護保険の被保険者のお金である介護保険料を使って実施・補助をしていくという部分です。書類の作成にあたり、書きにくい部分を支援することは行政でもできますが、作成するというのはやはり難しく、何らかの規定を設けることになると思います。

また活動については、90分間ずっと体を動かすということではなく、各団体で何か介護予防につながるようなことをやる他、お喋りしたり、お菓子やお茶を楽しむ時間も当然あると思います。その部分の制度設計をきちんとわかりやすいように明示した上で、今後、講師の派遣やプラスアルファの活動を望む既存の団体の相談に乗っていくという形でスタートするイメージです。

委員長 他に何かありますか。なければ次の議題を事務局から説明願います。

(2) 第九期の介護保険料について

事務局説明 (資料3)に基づき説明

委員長 今の説明は、もうすでに決定している事項ということですね。

事務局 決定事項です。

委員長 他に何かありますか。なければ次の議題を事務局から説明願います。

(3) その他について

事務局 皆さまのご協力をいただき、全4回の会議を終了することができました。計画書はこれから製本をし、3月中には出来上がる予定ですので、出来次第、皆さまにお配りいたします。今までどうもありがとうございました。

委員長 他に何もなければこれで終了いたします。

4 閉会

以 上